

せいかつほごほうだい じょう もと しゅうにゆう しんこく かくにん  
生活保護法第 6 1 条に基づく 収 入 の 申 告 について ( 確 認 )

チェック欄

- せいかつほごほうだい じょう もと じぶん せたい しゅうにゆう ふくしじむしょ  
生活保護法第 6 1 条に基づき、自分の世帯の 収 入 について、福祉事務所に  
しんこく ぎむ  
申告する義務があること。
- せたいぬし はたら ねんれい もの せたい ばあい もの しゅうにゆう  
世帯主だけではなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の 収 入  
ふくしじむしょ しんこく ぎむ こうこうせい みせいねん  
についても福祉事務所に申告する義務があること。高校生などの未成年が  
しゅうろう ふく え しゅうにゆう しんこく ぎむ  
就 労 (アルバイトも含む) で得た 収 入 についても申告する義務があること。
- ふじつ しんこく ばあい せいかつほごほうだい じょう もと え しゅうにゆう  
不実の申告があった場合は、生活保護法第 7 8 条に基づき、得た 収 入 の  
ぜんがく ちょうしゅう ふせい いし しんこく  
全額を徴 収 されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告  
も たびかさ ばあい ふじつ しんこく ふくしじむしょ ほんだん ばあい  
漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があるこ  
と。
- せたいぜんたい しゅうにゆう へんどう ばあい ふくしじむしょ  
そのため、世帯全体の 収 入 に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に  
しんこく  
申告すること。

上記のことについて確認しました。

令和 年 月 日

木津川市福祉事務所長 宛て

住 所

世帯主 氏 名

世帯員 氏 名

世帯員 氏 名

世帯員 氏 名

世帯員 氏 名

世帯員 氏 名

さんこう せいかつほごほう  
(参考) 生活保護法

だい じょう ひほごしゃ しゅうにゅう ししゅつ たせいけい じょうきょう へんどう また きょじゅうち  
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地

も せたい こうせい いどう ほご じっしきかんまた ふくしじむしょちょう  
若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所に

むね とど で  
その旨を届け出なければならない。

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う もの  
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある

ほごひ しべん とどうふけんまた しちょうそん ちょう ひよう がく ぜんぶまた いちぶ  
ときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、そ

もの ちょうしゅう ちょうしゅう がく ぶん じょう え がくい か きんがく  
の者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を

ちょうしゅう  
徴収することができる。